3 認定

(1)認定

- ① 調査委員会は、本調査の開始後、相当の期間(例えば概ね150日)内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- ② 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ ①又は②について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

(2) 不正行為の疑義に対する説明責任

- ① 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときには、その機会が保障される(IV2(2)③イ)。
- ② ①の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、または告発等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- ③ 上記①の説明責任の程度及び②の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(3) 不正行為か否かの認定

調査委員会は、上記(2)①により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックの方法など様々な点から故意性を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが 覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや 実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(上記(2)②)も同様とする。

(4)調査結果の通知及び報告

- ① 調査機関は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下IVにおいて同じ。)に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。
- ② 調査機関が研究機関であるときは、当該調査機関は、①に加えて当該事案に係る研究に対する競争的資金等の配分機関に当該調査結果を通知する。告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする(上記①の後段の場合も同様とする。)。当該資金配分機関が厚生労働省本省でないとき(国立試験研究機関及び国立高度専門医療センターが資金配分を行う場合を含む)、当該資金配分機関は当該調査結果を厚生労働省本省に報告する。
- ③ 厚生労働省本省以外の資金配分機関が調査したときは、当該資金配分機 関は厚生労働省本省に報告する。
- ④ 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は、告発者の所属機 関にも通知する。

(5) 不服申立て

- ① 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記(1)②を準用する。)は、その認定について、①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、 調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、調査機関 の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(③ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受付けないことがで

きる。

再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。

- ⑤ 調査機関は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、相当の期間(例えば概ね50日) 内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。当該資金配分機関が厚生労働省本省でないとき(国立試験研究機関及び国立高度専門医療センターが資金配分を行う場合を含む)、当該資金配分機関は厚生労働省本省に当該審査結果を報告する。

調査機関が厚生労働省本省以外の資金配分機関であるときは、その結果 を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、加えて厚生労 働省本省に報告する。

- ⑦ 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。
- ⑧ ⑦の不服申立てについては、調査委員会(③ただし書きの場合は、調査 委員会に代わる者)は相当の期間(例えば概ね30日)内に再調査を行い、 その結果を調査機関に報告するものとする。調査機関は、この審査の結果 を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。

調査機関が研究機関であるときは、加えて当該事案に係る研究に対する 資金を配分した機関に通知する。当該資金配分機関が厚生労働省本省でないとき(国立試験研究機関及び国立高度専門医療センターが資金配分を行う場合を含む)、当該資金配分機関は当該審査結果を厚生労働省本省に報告する。

調査機関が厚生労働省本省以外の資金配分機関であるときは、その結果 を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、加えて厚生労働 省本省に報告する。

(6)調査資料の提出

資金配分機関は、調査機関に対して事案の調査が継続中であっても、当該事案に係る資料の提出または閲覧を求めることができる。調査機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができる。資金配分機関は、提出された資料について、下記V及びVIのために使用する他

に使用してはならない。

(7)調査結果の公表

- ① 調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに 調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。
- ② 調査機関は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属を併せて公表する。

V告発者及び被告発者に対する措置

告発者及び被告発者等に対する、調査中あるいは、認定から資金配分機関による措置等がなされるまでの間などにおいて、研究機関または資金配分機関がとる措置は以下のとおりとする。ただし、不正行為との告発等がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者については、これ以外の措置をとることを妨げない。

1 調査中における一時的措置

(1)研究機関

被告発者が所属する研究機関は、告発された研究に係る研究費が機関に対して支払われていた場合は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。また、当該研究機関は、被告発者に対して、告発された研究に係る未使用の研究費を使用しないよう指導する。

(2)資金配分機関

- ① W2(2)⑥による中間報告を受けた資金配分機関は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関からの調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を指導することができる。
- ② IV 2 (2) ⑥による中間報告を受けた資金配分機関は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの

間、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止(既に一部 交付している場合の未交付分の交付停止を含む。)や、既に別に被告発者 から申請されている競争的資金等について、採択の決定、あるいは採択決 定後の研究費の交付を保留(一部保留を含む。)することができる。

2 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

(1)競争的資金等の使用中止

不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為に係る研究に資金を配分した競争的資金等の配分機関と、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が所属する研究機関は、当該被認定者に対し、直ちに当該競争的資金等の使用中止を命ずるものとする。

(2)研究機関による対処

研究機関は、所属する被認定者について、内部規程に基づき適切な対処を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

3 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

- ① 不正行為は行われなかったと認定された場合、告発された研究に係る資金を配分した機関及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除されなければならない。
- ② 調査機関は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知しなければならない。
- ③ 告発された研究に係る資金を配分した機関及び被告発者が所属する研究機関は、上記②に準じて周知をするなど、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- ④ 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が研究機関に属する者であるときは、当該研究機関は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行わなければならない。

WI不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置

競争的資金等に係る研究活動において不正行為が行われたと認定された場合、当該認定に係る者に対し、厚生労働省及び当該競争的資金等の配分機関は、

以下の指針に沿って措置をとるべく、規程等を整備することとする。

1 措置を検討する体制

(1) 措置を検討する委員会

厚生労働省は、競争的資金等に係る研究活動における不正行為に関する被認定者への競争的資金等に係る措置(以下「措置」という。)を検討する委員会(以下「委員会」という。)を厚生科学審議会科学技術部会の下に設置するものとする。

(2)委員会の役割

委員会は、厚生労働省の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を 検討し、その結果を厚生労働省に報告する。

(3)委員会の構成

委員会は、原則として、不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究 方法や、不正行為について的確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認 定者や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成 される。また、原則として、被認定者が所属する研究機関に属する者は委員 としない、あるいは、当該被認定者に係る審議に参加させないものとする。 ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正 な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

2 措置の決定手続

(1)委員会における検討

- ① 委員会は、厚生労働省の求めがあったとき検討を開始する。
- ② 委員会が措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの不正行為への関与の度合や不正行為があったと認定された研究(グループ)における立場、不正行為を防止するための努力の有無などを考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を厚生労働省に報告する。

(2) 措置の決定

資金配分機関は、委員会の報告に基づき、被認定者に対する措置を決定する。資金配分機関は、決定に当たっては委員会の報告を尊重するものとする。 なお、被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

(3)措置決定の通知

資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、各資金配分機 関に通知する。不正行為が行われたと認定された研究に資金を配分した機関 は、措置の対象者及びその者が所属する機関に通知する。通知を受けた資金配分機関は、決定された措置に沿った対応をとるものとする。また、厚生労働省は、当該措置及びその対象者等について、国費による競争的資金及びそれに類似する競争的要素を有する研究費の配分制度を所管する各府省に情報提供する。

3 措置の対象者

措置は次の者が対象となる。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)。
- ② 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

4 措置の内容

資金配分機関は3に掲げる者に対して、以下の措置のうち一つあるいは複数の措置を講じる。原則として措置の内容は以下を標準とし、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究(グループ)における立場、不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、委員会が特に必要と判断するときは、以下によることのない措置をとることを妨げない。特に告発等がなされる前に論文等を取り下げていた場合に係る被認定者に対する措置は、3③に掲げる者に対してはとらない。また、3①に掲げる者に対しても、情状によって適切な配慮がなされるものとする。さらに、告発等がなされた後、直ちに当該論文等を取り下げた場合、3③に掲げる者に対しては措置をとらないことができる。

(1) 競争的資金等の打ち切り

- ① 3に掲げるすべての者に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律又は委託契約等に基づき、不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等の配分を打ち切り、当該競争的資金等であって、不正行為の認定がなされた時点で使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以後配分しない。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに委員会が判断するものとする。
- ② 3の①及び②に掲げる者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等以外の、現に配分されているすべての厚生労働省所管の競争的資金等であって、不正行為の認定がなされた時点において未だ使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている

研究費がある場合は、以下のとおりとする。

- ア)3の①及び②に掲げる者が研究代表者となっている研究については 打ち切りとし、以後交付しない。
- イ)3の①及び②に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている 研究については、当該者の研究費使用を認めない。

(2) 競争的資金等申請の不採択

- ① 厚生労働省所管の競争的資金等で、不正行為が認定された時点で3に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない。
- ② 厚生労働省所管の競争的資金等で、不正行為が認定された時点で3に掲げる者が研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者の差し替えがなければ採択しない。また、採択後に、差し替えがなく採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

(3) 不正行為に係る競争的資金等の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費(間接経費もしくは管理費を含む。以下この(3)において同じ。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律又は委託契約等に基づき、その一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下の①及び②を原則としながら、不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定められるものとする。

なお、①、②いずれの場合も研究機関と契約する研究の場合は、研究機関が第一次的な責任を負う。研究機関は、被認定者や不正行為と認定された当該研究グループに対して求償するものとする。

① 未使用研究費等の返還

- ア) 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究グループに対し、 未使用の研究費の返還及び契約済みであるが、納品されていない場 合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う 購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合 は当該研究グループの自己負担とする。
- イ) 当該研究全体が打ち切られていないときは、3に掲げるすべての者に対し、これらの者に係る未使用の研究費の返還及び契約済みであるが、納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、3に掲げるすべての者の自己負担とする。

② 研究費全額の返還

研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など極めて悪質な場合は、3の①及び②に掲げる者に対し、これらの者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに委員会が判

断するものとする。

(4) 競争的資金等の申請制限

3に掲げるすべての者に対して、厚生労働省所管のすべての競争的資金等の申請を制限する。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合に応じて委員会が下記の区分に従い定める。なお、他府省所管の競争的資金等を活用した研究活動に不正行為があった者による申請も、他府省等が行う不正行為の認定に応じて同様に取り扱うものとする。

① 3の①に掲げる者

すべての厚生労働省所管の競争的資金等に対する研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。

② 3の②に掲げる者

すべての厚生労働省所管の競争的資金等に対する研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年。

③ 3の③に掲げる者

すべての厚生労働省所管の競争的資金等に対する研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年。

5 措置と訴訟との関係

資金配分機関が行う措置と調査機関の認定に関する訴訟との関係については 以下のとおりとする。

(1) 措置後に訴訟が提起された場合

資金配分機関が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会が行った不正行為の認定について訴訟が提起されても、認定が不適切である等、 措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない 限り、措置は継続するものとする。

(2) 措置前に訴訟が提起された場合

措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。措置を行った後の取扱いについては上記(1)によるものとする。

(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

① 措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による不正行為の 認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに措置は撤回される。措置により研究費の返還がなされていた場合は、資金配分機関は、 その金額を措置対象者に再交付することができる。

② ①のとき、措置により研究費の打ち切りがなされていた場合は、資金配分機関は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否か判断するものとする。

6 措置内容の公表

資金配分機関は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金等の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて速やかに公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者の氏名・所属を公表しないことができる。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しない。

7措置内容等の公募要領等への記載

資金配分機関は、不正行為を行った場合に資金配分機関がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、競争的資金等の公募要領や委託契約書(付属資料を含む。)等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して応募あるいは契約するように取りはからうものとする。